

情報館

交通遺児手当を支給します

市では、交通事故により保護者を失った遺児に対し、交通遺児手当を支給しています。

交通遺児とは、扶養していた父母またはどちらかを失った方で、義務教育終了以前の子どもをいいます。支給資格 交通遺児の保護者で、同一世帯で生計をとるとし、市内に住所を有する方

手当額 月額5,000円

◎交通遺児が小・中学校および高等学校に入学する際には、奨学金を支給します。

問い合わせ 交通安全課 (☎2998-9140・FAX2998-9162)

市税の夜間・休日納税窓口を開設

市税が夜間・休日にも納税できます。日中・平日に時間がとれない方はご利用ください。期間中は電話による納税相談も受け付けます。

とき 休日：7月25日(日)／午前8時30分～午後5時

26日(月)～30日(金)／午後5時～8時

ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課 (☎2998-9073・FAX2998-9152)

児童手当現況届提出のご案内

市では、児童手当等を受給している方に、6月上旬に現況届(提出期限：6月30日(水))を郵送しました。

この届は、児童手当等を受給している方の毎年6月1日における現況をお知らせいただき、引き続き手当を受ける要件があるかどうか確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、今年度の手当の支給が差し止めとなります。まだ提出していない方は、至急提出してください。

い。ただし、これから提出する場合には、手当の支払時期が11月以降になることがあります。

なお、現況届が届いた方で、平成15年6月1日以降に公務員となられた方、退職・婚姻等で生計の中心となる方に変更があった場合は、お早めにごも家庭課へご連絡ください。提出先・問い合わせ 市役所1階・(こども家庭課) (☎2998-9124・FAX2998-9035)

医療系廃棄物はごみ集積所へは出せません

最近、注射針等の医療系廃棄物がごみ袋に入れられ、「燃やさないごみ」の日に出されていることがあります。収集作業員が回収する際に、注射針が刺さりそうになる等、危険な状態が見受けられます。

このような医療系廃棄物は「けが」だけではなく、「病気の感染」の危険がありますので、市では、適正な処理ができないため、収集をいたしません。医療系廃棄物の処分は、医療機関等へ戻す等、ご協力をお願いします。

問い合わせ 廃棄物対策課 (☎2998-9146・FAX2998-9394)

都市計画の決定および変更のお知らせ

埼玉県が策定作業を進めていた次の都市計画は、4月27日付けで決定および変更されました。

●所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

●所沢都市計画区域区分の変更

今回の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」には、市の将来目指すべき都市像が示されています。また、「所沢都市計画区域区分の変更」には、本市における市街化区域と市街化調整区域との区分等が示されています。これらの決定図書につきましては、

都市計画法第20条第2項の規定により、次の場所で縦覧ができます。

縦覧場所・問い合わせ 県都市計画課(さいたま市浦和区高砂3-15-1/☎048-830-5337・FAX048-830-4881)、市役所2階・都市計画課(☎2998-9192・FAX2998-9163)

8月2日(月)は 固定資産税・都市計画税(第2期) 国民健康保険税(第1期) の納期限です 納期内納付にご協力ください。納付には、口座振替をご利用ください。

無料特設相談のお知らせ

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

休日特設相談 日ごろ、仕事や学業のため相談に

来られない方々を対象に、相続等の法律相談をお受けします。

とき 7月11日(日)／午前10時～11時30分、午後1時～3時30分(受付)

相談員 弁護士、嘱託相談員

◎医療関係等お受けできない相談もあります。

■特設人権相談 家庭内または近隣とのめもことや

ストーカー被害でお困りの方、社会のさまざまな差別にお悩みの方等の

人権に関する相談をお受けします。

とき 7月20日(火)／午前10時～11時30分、午後1時～3時30分(受付)

相談員 人権擁護委員、さいたま地方法務局所沢支局職員

【共通事項】

ところ 市役所1階・市民相談課

問い合わせ 休日特設相談：市民相談課(☎2998-9092・FAX2998-9041) 特設人

☆☆介護保険利用料を助成します☆☆

市では、介護サービスが利用しやすいように、市独自にサービスの利用料に対して助成を行っています。助成の対象者および対象サービス、助成内容は次のとおりです。なお、平成15年3月のサービス利用分までは、従前の制度により助成を行います。

■助成対象者・サービス・内容

Table with 3 columns: 対象者, 対象サービス・助成割合, 医療系サービス, 福祉系サービス. Rows include ①高齢福祉年金受給者で、かつ世帯の方全員が市町村民税非課税の方(介護保険料第1段階) and ②世帯の方全員が市町村民税非課税の方(介護保険料第2段階).

■身体障害者手帳1級～3級、療育手帳最重度・重度の方の助成内容

Table with 3 columns: 対象者, 対象サービス・助成割合, 医療系サービス, 福祉系サービス. Rows include ①高齢福祉年金受給者で、かつ世帯の方全員が市町村民税非課税の方(介護保険料第1段階) and ②世帯の方全員が市町村民税非課税の方(介護保険料第2段階) and ③世帯の方どなたかが市町村民税課税の方(介護保険料第3～第6段階).

医療系サービス 訪問看護・訪問リハビリ・通所リハビリ・居宅療養管理指導・短期入所療養介護・介護保健施設・介護療養施設

福祉系サービス 訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護・福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修・痴呆対応型共同生活介護等

利用者負担 保険給付の対象となるサービスの1割の自己負担

◎平成16年5月から助成金申請手続き方法が変更になりました。詳細については、介護保険課へお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険課(☎2998-9420・FAX2998-9410)

国民年金保険料の納付書は届いていますか

国民年金に加入中の方には、平成16年度国民年金保険料納付書が、4月上旬に社会保険事務所から郵送されています。

また、離職等により国民年金に加入手続きをされた方には、加入手続き後、1か月半ほどで事務所から納付書が郵送されます。納付書が届かない方は、事務所へお問い合わせください。

住所変更された方には、改めて納付書は郵送されません。旧住所の納付書をそのままご使用いただけます。納付書を紛失された方は、事務所へご連絡ください。また、口座振

開催します 埼玉土建いっせいふれあい住せー とき 7月25日(日)／午前10時～(雨天決行) ところ 緑町中央公園ほか 内容 住宅相談、包丁研ぎ、まな板削り等 問い合わせ 埼玉土建一般労働組合(☎29942-4695・FAX2942-8990)

リサイクル粘土を利用した陶芸体験講習会

市では、陶磁器のリサイクルを進めるために陶磁器の回収を行っています。回収された陶磁器を原料の一部に使用した、陶芸体験講習会を次のとおり開催します。

とき 7月25日(日)・8月22日(金)全2回／いずれも午後1時30分～5時

ところ 新所沢東公民館

内容 講師の指導による湯呑み茶わんやコーヒークップづくり

定員 申し込み先着30人

◎2回とも参加可能な方に限ります。

持ち物 エプロン、タオル2枚(1枚は汚れてもよいもの)

参加費 1,000円(材料代等) 申し込み・問い合わせ 7月5日(月)から、廃棄物対策課(☎2998-9146・FAX2998-9394)へ電話申し込み(FAX可)